

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

市全体と重点区域のそれぞれについて、歴史的風致の維持向上に資する文化財の保存又は活用の方針を設定する。

市全体の方針では、市内に点在する文化財を保存・活用するための方向性を示す。

重点区域の方針では、これまで実施してきた肥前浜宿での取組み、祐徳門前町ゆうとくでの取組みの継続や発展に加え、両者をつなぐ範囲（以下、周辺地区）での取組みの推進について示す。

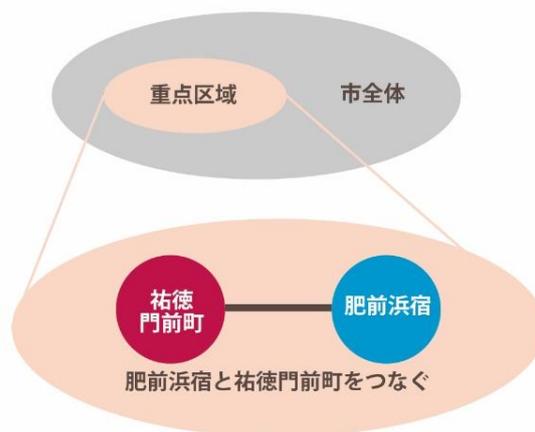


図 市全体と重点区域の関係性の考え方

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国の指定重要文化財 7 件、県指定文化財 12 件、市指定文化財 27 件の合計 46 件の指定文化財がある。また、8カ所 27 件の国の登録文化財があり、これらは文化財保護法、佐賀県文化財保護条例及び鹿島市文化財保護条例かしまに基づき、保存活用が図られている。

一方、市内には指定を受けていないものの、鹿島市の歴史を物語る重要な文化遺産である文化財が数多く点在しており、その価値が知られないまま人知れず失われる危険性をはらんでいる。

今後は、歴史的建造物について、伝建地区内外、指定、未指定を問わず、保存・活用に関する対策を強化し、多くの歴史的建造物を将来にわたって守り、活かしていくことを目指す。

また、本市には休止しているものも含めて、53 地区 74 件の民俗芸能が存在する。近年、「鹿島伝承芸能フェスティバル」を毎年開催しており、継承、普及活動に繋げているが、後継者不足が顕著であり、12 件の芸能が休止を余儀なくされている現状である。

今後は、歴史や伝統を反映した活動について、指定、未指定を問わず、活動を継承する人々と連携し、活動の発信機会の創出や継承に求められる施策を講じるなど、積極的に活動の継承を支えていくことを目指す。

併せて、歴史的建造物を取り巻く環境整備や景観保全、歴史文化に関する関心の醸成を目指すことで、歴史的風致の一体的な維持向上を図る。

文化財の保存・活用にあたっては、市民や民間事業者、学識経験者、行政関係部局等（以下、関係機関等）との連携に努める。また、必要に応じて、文化財に関する総合的な計画（歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画）や、個別の保存活用計画の策定を検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

市内には多数の文化財が点在するが、指定、未指定を含めて劣化が進行している。本市中心部に位置し、本市の歴史的なシンボルといえる存在である鹿島城赤門及び大手門もそのひとつであり、老朽化による劣化がみられる。

文化財の修理（整備）にあたっては、日常的に管理状況を点検し、損傷等により修理が必要な場合は、早期に適切な措置を行うことが必要である。また、文化財としての価値を損ねないように、史料や調査などに基づき修理する必要がある。

このため、引き続き、文化財保護法や文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や佐賀県教育委員会の指導や助言、佐賀県文化財保護審議会や鹿島市文化財保護審議会等の関係機関の意見を踏まえ、適切に文化財を保護していく。加えて、今後、市全体としては、守るべき文化財の状況把握にも努めていく。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

現在、文化財の保存・活用を行うための施設として、鹿島市民俗資料館及び民間施設の祐徳博物館がある。また、鹿島市生涯学習センター「エイブル」には床の間コーナーを設置し、文化財に関する展示スペースとして活用している。

しかし、鹿島市民俗資料館は築30年以上が経過し、更に、恒常的な埋蔵文化財の出土遺物保存施設はなく、学校の空き教室や遊休建物の倉庫等に分散的に保管している。

今後は、より効果的な文化財の保存・活用が可能となるよう、エイブルの活用を継続するとともに、民間施設については所有者や管理者と連携し、鹿島市民俗資料館は、既存施設や新規設置予定の施設の利用を含めて、保存・展示施設の整理を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境の保全に関しては、鹿島市歴史的景観条例に基づき、鹿島市歴史的景観審議会を設置し、対策を行っているが、現在は、重要伝統的建造物群保存地区や街なみ環境整備事業地区の景観保全が中心である。

今後は、景観計画策定の検討など、景観に対する施策を広域的に展開していく。

(5) 文化財の防災に関する方針

本市では、毎年1月26日の文化財防火デー前後の日曜日に鹿島市教育委員会、鹿島市消防団、鹿島消防署（杵藤地区広域市町村圏組合）が連携して、実践に即した防火訓練を行っており、団員、署員の資質向上を図っている。

重伝建地区内においては、地区内に設置されている散水設備について、市の担当者による毎月の点検と、年1回の専門業者による点検を行い、万が一の事態に備えている。また、地区内には住民による自主防災組織が作られており、散水設備や消火栓の使用に関する講習会などの防火訓練が実施されるなど、住民主体の防災活動が行われている。

今後は、引き続き、市及び消防団、消防署が連携し、文化財の所有者や市民と一体となって文化財の防火に関する意識の向上を促す取組みを行い、人為的なき損、盗難等への備えを強化するなど、市民が安全安心に暮らせる環境づくりと文化財防災を目指す。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及、啓発に関しては、現在、文化財ガイドブック「鹿島市の文化財」の販売や、地区ごとの歴史ガイドパンフレット「〇〇の歴史を歩こう」シリーズの制作に取り組んでいる。また、鹿島市生涯学習センター「エイブル」では、地区ごとの歴史をテーマに企画展や講演会を開催している。

市内には、文化財に関する案内板を順次、設置してきたが、まだ十分とはいえない状況である。

今後も、ガイドパンフレット制作や講演会の開催、案内板の設置といった活動を継続していくとともに、関係機関等と連携し、幅広い世代に向けて、多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組んでいく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

市内の埋蔵文化財包蔵地区内での開発については、文化財保護法に基づき開発者と協議を行い、確認調査の実施、調査結果について協議、本調査の実施等により埋蔵文化財の保存に努めている。

今後は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における届出等の提出について、その義務の周知の拡大を図る。発見された遺跡については、国、県等の指導助言をふまえ、関係者と遺跡の保存に向けた十分な協議を行っていく。開発前の事前の調整については、関係機関等と連携し、早期の調整を行う。本調査の実施については適切な調査、調査結果の公開、報告書の刊行に取り組む。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

現在、文化財保護については、鹿島市教育委員会生涯学習課（社会教育・文化係）が担当し、職員5名（文化財1名、事務4名）の体制で業務を行っている。重要伝統的建造物群保存地区を中心とするまちなみの保存については都市建設課（都市計画係）が担当し、職員6名（建築2名、土木1名、事務3名）の体制で業務を行っている。文化財保護に関する審議会としては、鹿島市文化財保護審議会があり、建築1名、歴史（古文書）2名、石造物1名、民俗1名、美術工芸1名の計6名の専門家で構成される。

今後は、歴史的風致維持向上計画の策定を契機として、都市建設課と生涯学習課をはじめ、農林水産課、商工観光課などの関係する各課が連携して、調整を図りながら、文化財の保存及び景観、環境、観光などの分野における活用に取り組む。

また、文化財行政の諮問機関としての文化財保護審議会の体制を継続し、審議をふまえた適切な文化財保存対策及び文化財の保存活用、並びに指定文化財の指定を進める。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用に関する団体として、肥前浜宿を中心とした市民団体等（本章第2項（8）に記載）のほかに、各地域の民俗芸能の保存会がある。

今後は、伝統や文化を反映した人々の活動を継承する団体や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体を積極的に応援していく。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等の文化財には、重要伝統的建造物群保存地区が2地区、県指定文化財1件、市指定文化財1件、登録文化財（建造物）6件が所在する。一方、重点区域内には歴史的風致を構成する未指定の歴史的建造物も多数ある。

重点区域のうち、肥前浜宿では伝建地区の修理修景をはじめとする各種整備や、市民団体などによるまちづくり活動が行われてきた。また、祐徳門前町でも、文化財を守り、活かすための整備を見据えた検討が行われている。

今後は、肥前浜宿と祐徳門前町を核とし、これまで各地区で行われてきた取り組みをつなぎ、周辺地区を含めて、重点地区の一体感を高めることで、本市における先駆的な歴史まちづくりを行っていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、伝建地区内の建造物をはじめとした、指定や登録を受けた歴史的建造物があり、さまざまな制度による保護がなされているが、祐徳門前町や、その周辺地区、伝建地区外には、指定や登録を受けていない歴史的建造物が手つかずのまま残されている。

今後は、肥前浜宿と祐徳門前町を核とした広い範囲の多くの歴史的建造物の保護に努め、修理の推進に取り組む。

具体的には、伝建地区内の歴史的建造物は引き続き、伝統的建造物群保存地区制度を活用した修理を行い、祐徳門前町や周辺地区を含む伝建地区外の歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物に指定するなどの保護措置を図る。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

- ① 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（Ⅰ-1）
（平成19年（2007）度～平成40年（2028）度）
- ④ 歴史的建造物保存対策事業（Ⅲ-1）
（平成31年（2019）度～平成40年（2028）度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内において文化財の保存・活用を行っている施設は、肥前浜宿と祐徳門前町にあり、肥前浜宿では、継場つぎばや旧乗田家住宅のりたけなどの歴史的建造物が一般公開されており、草葺くさぶきの空き町家を整備した移住体験施設もある。

祐徳稲荷神社の東山外苑には、祐徳稲荷神社に関する歴史資料のほか、県や市指定の文化財が多数展示されている民間施設の祐徳博物館があるが、そのほか、祐徳門前町において、来訪者へのガイダンス機能を持った集会所等の整備が求められている。

今後は、歴史的建造物を公開活用し、ガイダンス機能の維持向上を図るとともに、空き家となっている歴史的建造物の活用促進を図る。

具体的には、肥前浜宿においては、継場や旧乗田家住宅といった展示施設や公開活用されている歴史的建造物を、今後も適切に維持管理するとともに、効果的な利用の促進に取り組む。併せて、空き家となっている歴史的建造物に対しては、改修費や家賃を支援し、活用促進に取り組む。

また、肥前浜宿と祐徳門前町及び周辺地区の回遊性を高めるために、祐徳門前町の拠点整備を計画的に推進する。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

- ② 市所有歴史的建造物維持管理事業（Ⅰ-2）
（平成30年（2018）度～平成40年（2028）度）
- ③ 空き町家活用促進事業（Ⅰ-3、Ⅱ-1）
（平成27年（2015）度～平成40年（2028）度）
- ⑫ 祐徳門前町街なみ環境整備事業（Ⅱ-3）
（平成29（2017）年度～平成40年（2028）度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内には歴史的建造物が多数存在し、それらの周囲においては良好な景観が形成されている。肥前浜宿の伝建地区内では、街なみ環境整備事業を活用し、事業区域内での道路の美装化等も行われている。

一方、祐徳門前町では、電柱や電線、劣化した道路や老朽化したアーケードなどが良好な景観を阻害する要素となっていたが、現在は、街なみ環境整備事業の導入による景観整備が図られている。

今後は、これまで十分な景観整備が図られていなかった祐徳門前町と肥前浜宿の間の地区も含めて修景整備に取り組むなど、肥前浜宿と祐徳門前町及び周辺地区を一体的に整備し、歴史的風致と調和した良好な環境づくりを推進する。

具体的には、肥前浜宿では、肥前浜駅の駅前広場の整備、祐徳門前町では、参道の美装化、防犯灯の設置、周辺地区では、道路付帯施設や落下防止柵等の修景整備などに取り組んでいく。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

- ⑪ 肥前浜宿街なみ環境整備事業（Ⅰ-4）
（平成15年（2003）度～平成40年（2028）度）
- ⑫ 祐徳門前町街なみ環境整備事業（Ⅱ-3）
（平成29（2017）年度～平成40年（2028）度）
- ⑬ 祐徳稲荷神社参拝回遊促進事業（Ⅲ-4）
（平成36（2024）年度～平成40年（2028）度）

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

これまでに伝建地区内では、「重要伝統的建造物群保存地区防災実施計画」のもと、

防災公園や消火栓の設置、散水設備の整備といった防災機能の強化に取り組んできたが、祐徳門前町や周辺地区では、防災機能を高めるための施設整備が十分ではない。

今後は、肥前浜宿と祐徳門前町を核とした広範囲の一体的な防災機能向上を目指す。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点地区の核となる肥前浜宿と祐徳門前町は、古くから参拝者の往来や浜川を利用した営みでつながっていた。

本市では、これまで、肥前浜宿と祐徳門前町をつなぐ取組みとして、肥前浜宿のイベントである「肥前浜宿花と酒まつり」と、祐徳門前町のイベントである「祐徳門前春祭り」を、市内全体の酒蔵の同時蔵開きイベントである「鹿島酒蔵ツーリズム®」において、タイアップさせたイベントを開催してきた。また、祐徳稻荷神社では民俗芸能を発信する機会となる「伝承芸能フェスティバル」を実施してきた。

しかし、平常時は祐徳稻荷神社や祐徳門前町と肥前浜宿の間の観光回遊はまばらであり、一体的な情報発信が不足している。

今後は、肥前浜宿と祐徳門前町をつなぐ回遊性の向上と、重点区域内で一体的に取り組まれる活動の継承を図っていく。

具体的には、肥前浜宿と祐徳門前町の参拝回遊促進に向けて、引き続きイベントを実施するとともに、レンタサイクルなどを用いたアクセス方法の検討を行う。また、重点区域の一体的な情報発信と統一的なサインの設置などアクセス機能の強化を推進する。

加えて、民俗芸能の発信する機会の継続的な創出や、浜川を利用した生活の支援を行い、歴史や伝統を反映した活動の普及や継承を図る。

また、市民や来訪者が現地において歴史的風致への認知を高めることができるよう、歴史的風致についての解説板を設置する。

【関連する事業】(番号は第6章に対応)

- ⑥ 伝承芸能の公開支援事業(Ⅱ-2)
(平成9年(1997)度～平成40年(2028)度)
- ⑦ 祐徳門前町と肥前浜宿の参拝継承事業(Ⅲ-2)
(平成32年(2020)度～平成40年(2028)度)
- ⑧ ^{はまがわ}浜川流域の活動支援事業(Ⅲ-3)
(平成32(2020)年度～平成40年(2028)度)
- ⑰ 祐徳門前町と肥前浜宿をつなぐ散策者用誘導サイン設置事業(Ⅲ-5)
(平成32年(2020)度～平成40年(2028)度)
- ⑱ 歴史的風致の解説板設置事業(Ⅲ-6)
(平成33年(2021)度～平成36年(2024)度)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、埋蔵文化財包蔵地の周知を強化し、引き続き、埋蔵文化財包蔵地における届出等を徹底し、埋蔵文化財の保護

に取り組んでいく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内で活動する団体は下表のとおりである。

これらの団体の多くは肥前浜宿や祐徳門前町を主な活動範囲として、取り組みを行っている。

今後は、重点地区内の一体的な取組みを推進していくために、活動団体相互の交流を図り、連携体制を強化する。

具体的には、重点区域内で活動する団体の代表者等により、まちづくり会議を組織し、重点区域内での事業の推進に関わる活動を支援する。

また、移住体験施設として整備した旧筒井家住宅の維持管理や利用者へのサポートを行うため、市民団体や民間事業者等との連携体制を整える。

この他、文化財の保存・活用に資する活動を行う団体に対しては、積極的に支援する。

【関連する事業】(番号は第6章に対応)

- ⑯ 移住受入体制整備事業 (I-5) (平成31年(2019)度～平成40年(2028)度)
- ⑰ 肥前浜宿・祐徳門前まちづくり交流促進事業 (III-7)
(平成32年(2020)度～平成40年(2028)度)

表 重点区域における文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動内容
NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会	肥前浜宿独自の歴史と生活文化にあふれた活力のあるまちづくり
(一財)鹿島市民立生涯学習・文化振興財団	鹿島市生涯学習センターエイブルにて郷土の歴史や文化の情報発信
鹿島史談会	郷土の歴史や文化を学ぶ
株式会社肥前浜宿まちづくり公社	肥前浜宿の歴史的資源を活かした飲食・宿泊・通販事業
NPO法人肥前まちづくりデザイン研究会	鹿島市及びその周辺地域に対して、文化的遺産等の修理・修景に関する事業を行い、地域の文化的まちづくりに寄与する
肥前浜宿まちづくり協議会	肥前浜宿の歴史的建造物の保存・活用と、歴史的まちなみにふさわしい住環境の整備・改善の推進
祐徳門前町街なみ協議会	祐徳門前町の歴史と信仰文化に包まれた癒しと活力のある街なみの実現と、地域住民が豊かに暮らせる住環境の整備改善
浜川流域まちづくり協議会	祐徳稲荷神社、肥前浜宿の特性を活かした、浜川流域のまちづくりの推進
<small>のぼこ</small> 野島浮立保存会	野島の面浮立の継承
<small>おおむらかた</small> 大村方獅子保存会	大村方の獅子舞の継承
<small>かみふるえだ</small> 上古枝浮立保存会	上古枝面浮立の継承
<small>しもふるえだ</small> 下古枝浮立保存会	下古枝鉦浮立の継承